



健診・高齢者・障がい者

特定健診(集団健診)

☎ 健康増進課 健康づくり係
☎0980-53-1212(内線263/349)

健診は日ごろ自分では気づかない体の状態を知ることの出来るチャンスです。動き盛りの壮年期を中心にがん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加しています。健診結果のわずかな異常も、重なると動脈硬化を引き起こします。健診をきっかけとした生活習慣の改善は、死亡や障害の予防につながります。自分のため、家族のため、年に1度はしっかりと健診を受けて、自己管理に努めましょう。

- ◆ 特定健診(集団健診)の日程は市ホームページで公開しています。
 - ◆ 特定健診(個別健診)が受けられる名護市内の指定医療機関は市ホームページで公開しています。
- <注意事項>
- 40~74歳までの国民健康保険の被保険者の全員が対象となります。
 - 集団健診、個別健診の中から受診しやすい方法で受診してください。
 - 特定健診受診の際には、必ず**国民健康保険被保険者証**をお持ちください。
 - がん検診は集団健診のみとなります。(個別健診では実施しておりません。)
 - 病院で特定健診を受ける場合(個別健診)…電話にて病院に予約を入れ、国民健康保険被保険者証(保険証)を提出して受診してください。
※県立北部病院では受診できません。ご了承ください。
 - 公民館等で特定健診を受ける場合(集団健診)…健診会場の受付に必ず国民健康保険被保険者証を持参してください。

がん検診・乳がん検診・子宮がん検診

☎ 健康増進課 健康づくり係
☎0980-53-1212(内線263/349)

がん検診

がん検診を受けていますか?死因の第1位はがんです。がん検診を受けて、早期発見早期治療に努めましょう。

がん検診			
項目	料金	検診方法	検査方法
胃がん検診	900円	集団	バリウムを飲んでレントゲン撮影を行い、胃部疾患を調べます。
大腸がん検診	500円		専用容器を持ち帰り自宅で採便して提出。大腸疾患を調べます。
肺がん検診 結核検診 (胸部レントゲン)	【39歳以下】 無料 【40~69歳】 200円		肺炎や肺結核などの呼吸器疾患を調べます。
肝炎ウイルス検査	700円		採血によるB型肝炎・C型肝炎の検査です。

※胃がん検診を受ける前の注意

- 1 検査の前日は夕食を早めに軽くとる。(食事と検査の間に12時間程度時間を空けてください)
- 2 検査当日は、何も食わず・飲まずに(ガム、たばこもダメ)来てください

※胃がん検診は午前中に受付する会場でのみ実施します。

※胃がん検診はバリウムの排出に危険性があるため、受診上限年齢を**79歳まで**としております。

また、過去2ヶ月以内に大腸ポリープを切除された方など胃がん検査(バリウム)を受けられない場合があります。

※妊娠中の方は、受付にお申し出ください。

※**がん検診料金については、非課税世帯・70歳以上の方はすべて無料で検診を受けることができます。**

子宮頸(けい)がん・乳がん検診無料クーポン券

乳がん検診又は子宮頸がん検診が無料で受けられます。対象の方へは無料クーポン券を送付します。

対象者については、市ホームページ及び市民のひろばでお知らせします。

他市町村で対象だったがクーポン券を利用せずに名護市に転入してきた方は、転入前の市町村に確認する必要がありますため、一度、健康増進課までご連絡ください。

「がん」についての不安や悩み・心配ごとがある方は、
「がん相談支援センター」へ
<https://www.okican.jp/patients/consultation/>から
アクセスしてください。

乳がん検診

項目	検診方法	対象者	受診の方法・期間	検査方法
乳がん検診	個別	40歳以上の名護市の女性(前年度、名護市の実施する乳がん検診を受けていない方)	【検診期間】 4月~2月 検診施設への電話予約が必要	マンモグラフィ
		年齢	自己負担額	
		40~69歳	1,000円	
		70歳以上	無料	

※ただし、生活保護世帯の方、70歳未満で後期高齢医療保険被保険者証をお持ちの方は無料

対象者には通知はがきを送付いたします。記載されている注意事項をよく読んで受診しましょう。

電話予約してからハガキを持参して受診してください。

※名護市の実施する乳がん・子宮がん検診は2年に一度です。前年度受診された方は、今年度対象者とはなりませんので、ご了承ください。

子宮がん検診集団・個別

検診区分	対象者	受診方法	実施期間	自己負担
子宮頸(けい)がん検診	20歳以上の名護市の女性	集団検診…お知らせハガキが届いたら、健康保険証と一緒に集団検診会場へ持参してください。	7~2月	600円
		個別検診…医療機関へ予約し、お知らせはがき持参で受診ください。	5~2月	1,500円
子宮がん施設検診 (子宮頸部と子宮体部)	20歳以上の名護市の女性 定員50名(障がい者枠2名)	個別検診…申込み受付期日4月中旬頃より、健康増進課窓口で受付を開始します。	4~6月	頸部のみ:1,500円 頸部+体部:2,500円

※ただし70歳以上の方、生活保護世帯の方、70歳未満で後期高齢医療保険被保険者証をお持ちの方は無料

対象者には通知はがきを送付いたします。記載されている注意事項をよく読んで、受診してください。

※記載されている日程で受診できなかった場合、他の日程でも受診できます。

※名護市の実施する乳がん・子宮がん検診は2年に一度です。前年度受診された方は、今年度対象者とはなりませんので、ご了承ください。

予防接種について

問 健康増進課 健康づくり係 ☎0980-53-1212(内線155/158)

予防接種名	対象者【標準的な接種期間】	接種回数	備考
肺炎球菌ワクチン (成人用)	<ul style="list-style-type: none"> ●当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、100歳になる方 ●当該年度に60~64歳になる方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方 	1回	以前に同じワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)の接種を1回でも受けられた方は定期予防接種の対象になりません。
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ●満65歳以上の方 ●60歳以上64歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に障がい、もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能への障がい(ともに障がい手帳1級程度)のある方 	年に1回	10月より実施

インフルエンザにつきましては、自己負担として1,000円かかります。

介護保険制度

問 介護長寿課 ☎0980-53-1212 介護認定係(内線135/207) 介護給付・保険料係(内線136/137)
直通番号 ☎0980-53-1287

介護保険の加入者について

- (1) 第1号被保険者: 65歳以上の方
- (2) 第2号被保険者: 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方

介護(介護予防)サービスを利用できる方

- (1) 第1号被保険者: 介護保険に加入しており、介護が必要であると認定された方
- (2) 第2号被保険者: 介護保険に加入しており、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要であると認定された方(特定疾病以外の原因で介護が必要となった場合には、介護保険の対象とはなりません。)

〈広告〉


KIFUKU
 デイサービス
きふく
 名護市大北 1 丁目 1 番 29 号
 TEL 0980-43-5449
 FAX 0980-43-5459
<https://www.kihuku.com/>
 株式会社 喜福

地域に密着した、
 安心の訪問看護サービス！
はびねす
 訪問看護ステーション
 名護市大北 4-3-7 メゾン丸崎 1F
 TEL.43-6677 FAX.43-6678




健診・高齢者・障がい者

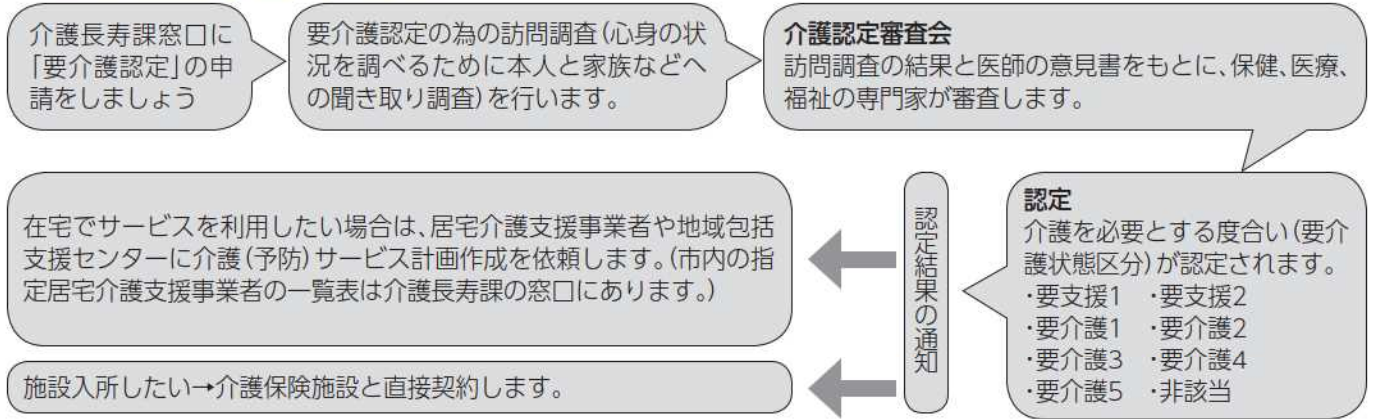
介護(介護予防)サービス

☎ 介護長寿課 介護認定係 ☎0980-53-1212(内線135/207)

介護(介護予防)サービスの利用のしかた

介護サービスを利用するためには、介護長寿課の窓口申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。窓口申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらい介護が必要であるかが決まります。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

サービスを利用するまでの手続きの流れ



健診・高齢者・障がい者



二十四節気(秋・冬)



二十四節気は太陽の動きをもとに1年を24分割したものです。

秋



★立秋(りっしゅう/8月7日頃)
暦の上ではこの日から秋となります。

★処暑(しよしょ/8月23日頃)
暑さが弱まり、秋の気配が深まる頃です。

★白露(はくろ/9月8日頃)
秋が深まり、草花に朝露が目立つ頃です。

★秋分(しゅうぶん/9月23日頃)
この日を境に夜が昼より長くなります。

★寒露(かんろ/10月8日頃)
寒気が増し、冷たい露が降りる頃です。

★霜降(そうこう/10月23日頃)
晩秋を迎え、朝霜が降りる頃です。

冬



★立冬(りっとう/11月7日頃)
暦の上ではこの日から冬となります。

★小雪(しょうせつ/11月22日頃)
冬のはじまり。初雪の舞い始める頃です。

★大雪(たいせつ/12月7日頃)
本格的な冬の到来。
氷が張り、雪深くなる頃です。

★冬至(とうじ/12月22日頃)
一年で最も夜が長くなります。

★小寒(しょうかん/1月5日頃)
「寒の入り」。
降雪が増し、氷も厚くなる頃です。

★大寒(だいかん/1月20日頃)
寒気襲来。最も寒さが厳しい頃です。

高齢者の相談窓口

☎ 介護長寿課 高齢福祉係 ☎0980-53-1212(内線134/105) 包括支援係 ☎0980-43-0022

名護市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口を設置しています。

<屋部地区地域型包括支援センター りゅうしん>

字屋部468番地の1 ☎43-9595 担当地区:屋部全域

<久志・三共地区地域型包括支援センター 二見の里>

字瀬高181番地8 ☎55-8701 担当地区:久志全域、喜瀬、幸喜、許田

<名護市地域包括支援センター>

大中二丁目12番1号 ☎43-0022

担当地区:羽地・屋我地全域、大北、大中、大西、大東、世富慶、数久田、為又、宮里、大南、港、城、東江、名護

※名護市地域包括支援センターは担当地区が広域なため、より身近な相談窓口として在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご相談ください。

●みやざと

字宇茂佐1737番地 ☎53-7770

担当地区:羽地・屋我地全域

●名護厚生園

宮里五丁目4番29号 ☎51-1632

担当地区:為又、宮里、大南、港、城、東江、名護

●かりゆしめ村

字宇茂佐1873番地1 ☎53-1102

担当地区:大北、大中、大西、大東、世富慶、数久田、名護

介護保険で受けられるサービスの内容

☎ 介護長寿課 介護認定係 ☎0980-53-1212(内線135/207)

▶ 介護保険で受けられるサービスの内容

(1) 在宅サービス

サービス名	サービス内容
訪問介護	自宅で訪問介護員(ホームヘルパー)による、入浴、排泄、食事、家事援助などの介護や日常生活上の世話が受けられます。
訪問看護(介護予防訪問看護)	主治医の診断に基づき、自宅で看護師等による療養上の世話や必要な診療の補助が受けられます。
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)	自宅で理学療法士や作業療法士等による必要なリハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)	自宅で医師、歯科医師、薬剤師、栄養士等による療養上の管理や指導が受けられます。
通所介護	デイサービスセンターに通って、入浴や食事の提供などの日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

〈広告〉

介護の相談はお気軽に!

居宅 ☎51-1632 **訪問** ☎51-1644

名護市在宅介護支援センター
名護厚生園

名護市宮里 5-4-29 (代) ☎52-3283

特別養護老人ホーム
90床

短期入所
8床

養護老人ホーム
50床

通所リハビリテーション
うりずんデイケア

■機能回復訓練を目的とした医療的なサービスで、さまざまなリハビリプログラムを設定しています。
■専門スタッフによるリハビリで内容は充実。
■うりずん診療所と併設しているので安心して御利用いただけます。

うりずん診療所と併設
安心♪

【利用日】月～土(水・日は休み)
【利用時間】午前 8:30～午後 5:30
名護市為又 69 TEL/FAX (0980) 54-0110



健診・高齢者・障がい者

サービス名	サービス内容
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	介護老人保健施設や病院等に通って、心身機能の維持回復や日常生活の自立援助のための、リハビリテーションが受けられます。
福祉用具貸与、購入費の補助	車いすやベットなどの貸与、腰掛便座等の購入費の補助が受けられます。
住宅改修費の補助	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修費の補助が受けられます。
家事お助け隊 (総合支援事業 訪問型サービスA)	サービス事業対象者、要支援者に対して生活援助(掃除・買い物調理・洗濯等)が受けられます。

(2)施設(介護)サービス

サービス名	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が、日常生活における支援、機能訓練、健康管理、その他必要なサービスが受けられます。(要介護3以上の方)
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰へ向け、看護や医学的管理下において介護及び機能訓練、日常生活上の支援が受けられます。(要介護1以上の方)
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え長期の療養を必要とする方が、看護、医学的管理のもとにおける介護などの世話や機能訓練、その他必要な医療が受けられます。(要介護1以上の方)

●その他の在宅・施設サービス

サービス名	サービス内容
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	介護老人福祉施設等の施設に短期入所して、入浴、排泄、食事なども介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、看護や医学的管理のもとで介護や機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話が受けられます。
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症高齢者が対象です。デイサービスセンターに通って食事や入浴、専門的なケアが受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症高齢者が共同生活をするグループホームで、食事や入浴、排泄などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、訪問や寝泊りなど利用者の選択に応じてサービスを組み合わせて利用できます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活の支援や介護を提供します。



健診・高齢者・障がい者

〈広告〉

■ 地域密着型通所介護
デイサービス 久志交じり
久志交じり

名護市宇三原 252-5
(旧三原公民館)
TEL. **55-8023**
FAX. **55-8072**

■ 指定居宅介護支援事業所
ケアプランセンター なぐ交じり

■ 指定福祉用具レンタル・販売事業所 なぐ交じり
なぐ交じり

名護市宇為又 856-11
TEL. **43-6585** FAX. **43-6586**

お気軽にご相談ください

シャローム名護
株式会社 沖縄三育ライフ

✿ 住宅型有料老人ホーム
✿ デイサービス

命を敬い、愛し、仕える

〒905-0003
沖縄県名護市宇旭川 778 番地 3 三育中学校近く
TEL **0980-52-2515** FAX **0980-52-2516**

シャローム名護 検索

65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料

☎ 介護長寿課 介護給付・保険料係 ☎0980-53-1212(内線136/137) 直通番号 ☎0980-43-5580

介護サービス費用の負担

介護サービス費用につきまして、原則として費用の1割～3割は利用者が負担し、残りを40歳以上の方に納めて頂く介護保険料と公費で半分ずつ負担します。

<介護サービス費用負担の割合(利用者負担分は除く)>

負担区分	介護保険料分				公費分	
	40歳以上65歳未満	65歳以上	名護市	沖縄県	国	調整交付金 (75歳以上の方の数や高齢者の方の所得分布に応じて増減します。)
負担割合	27.00%	23.00%	12.50%	12.50%	20.00%	約5.0%

介護保険料基準額の決め方

名護市の介護サービスに係る費用のうち、その額の23% (65歳以上の負担割合) を名護市の第1号被保険者(65歳以上の方)の人数で割った金額が基準額となり、3年に一度改定があります。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料年間額(所得段階別)

本人の所得等や、世帯の住民税課税状況などをもとに下記の1～11段階に分けられます。
*保険料額は改定が発生するため、名護市ホームページ又は通知等にてお知らせします。

段階	対象者		基準額に対する割合	住民税の課税状況	
				世帯	個人
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が住民税非課税の人	0.3	非課税	非課税
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人			
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.5	非課税	非課税
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている人			
第4段階	・本人が住民税非課税で世帯の誰かに住民税が課税されている 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		0.85	課税	非課税
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方		基準額	課税	非課税
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方		1.15	課税	課税

〈広告〉

ひだか脳神経外科

デイケア

ふたば



※見学や体験も行っていますのでどうぞ、お気軽にお越し下さい。☎ 送迎もおります。


デイケアふたば
〒905-0006 沖縄県名護市宇字茂佐1746-6
TEL.0980-54-2875



健診・高齢者・障がい者

段階	対象者	基準額に 対する割合	住民税の課税状況	
			世帯	個人
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万以上120万円未満の方	1.2	課税	課税
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万以上190万円未満の方	1.35	課税	課税
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万以上290万円未満の方	1.65	課税	課税
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万以上500万円未満の方	1.9	課税	課税
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万以上の方	2.1	課税	課税

介護保険料の賦課期日について

介護保険料の賦課期日は、毎年4月1日ですが、年齢到達者(年度の途中で65歳になられる方)や転入者については、賦課期日が異なります。

- 年齢到達者(年度の途中で65歳になる方)の賦課期日は、誕生日の前日になります。
- 転入者の賦課期日は、転入した日になります。

介護保険料の納め方

介護保険料を納める方法については、特別徴収と普通徴収があります。

(1) 特別徴収

老齢・退職・障害・遺族年金等のいずれかの年金受給額が年額18万円以上の方が対象で、年金より介護保険料が天引されます。原則として介護保険料はこの特別徴収により納めていただきます。

(2) 普通徴収

特別徴収以外の方が対象で、保険料を市より送付される納付書又は口座振替により納めます。また、年金受給額が18万円以上の方でも下記のア～オに該当する方は一時普通徴収となります。

- ア 年度の途中で65歳(第1号被保険者)になられた方
- イ 年度の途中で他市町村より転入されてきた方
- ウ 年度の途中で介護保険料(年間額)が変更となられた方
- エ 年金を担保に借入をされている方
- オ 年金の現況届の未提出等により年金支給が一時停止となった方

- 納付書での納付場所…金融機関、コンビニエンスストア(ローソン、ファミリーマート、セブン-イレブンなど)
- 口座振替の手続き…各金融機関(郵便局でも可能)の窓口

介護保険料を滞納している方についての措置

特別な事情がないのに介護保険料を滞納していると、滞納の期間に応じて下記のような措置がとられます。

(1) 1年以上滞納した場合

介護サービスに係る費用を利用者がいったん全額自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

(2) 1年6ヶ月以上滞納した場合

介護サービスに係る費用を利用者が全額自己負担し、申請後も保険給付分の一部もしくは全額が一時差止となります。なお滞納が続くと、保険給付分から滞納していた保険料額が差引かれる場合もあります。

(3) 2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、介護サービス費の自己負担分が引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給等が受けられなくなります。

介護保険料の減免について

災害・失業・倒産等で介護保険料を納めることが難しい場合には、申請により審査のうえで介護保険料の減免を受けられる場合がありますので、窓口までご相談ください。

40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の介護保険料

☎ 介護長寿課 介護給付・保険料係
☎0980-53-1212(内線136/137)
直通番号 ☎0980-43-5580

保険料の決まり方と納め方

加入している医療保険によって決め方、納め方が異なります。

(1) 職場の医療保険などの加入者

保険料は給与と医療保険ごとに設定されている保険料率により決められ医療保険料と一緒に毎月の給与から天引きされます。

(2) 国民健康保険加入者

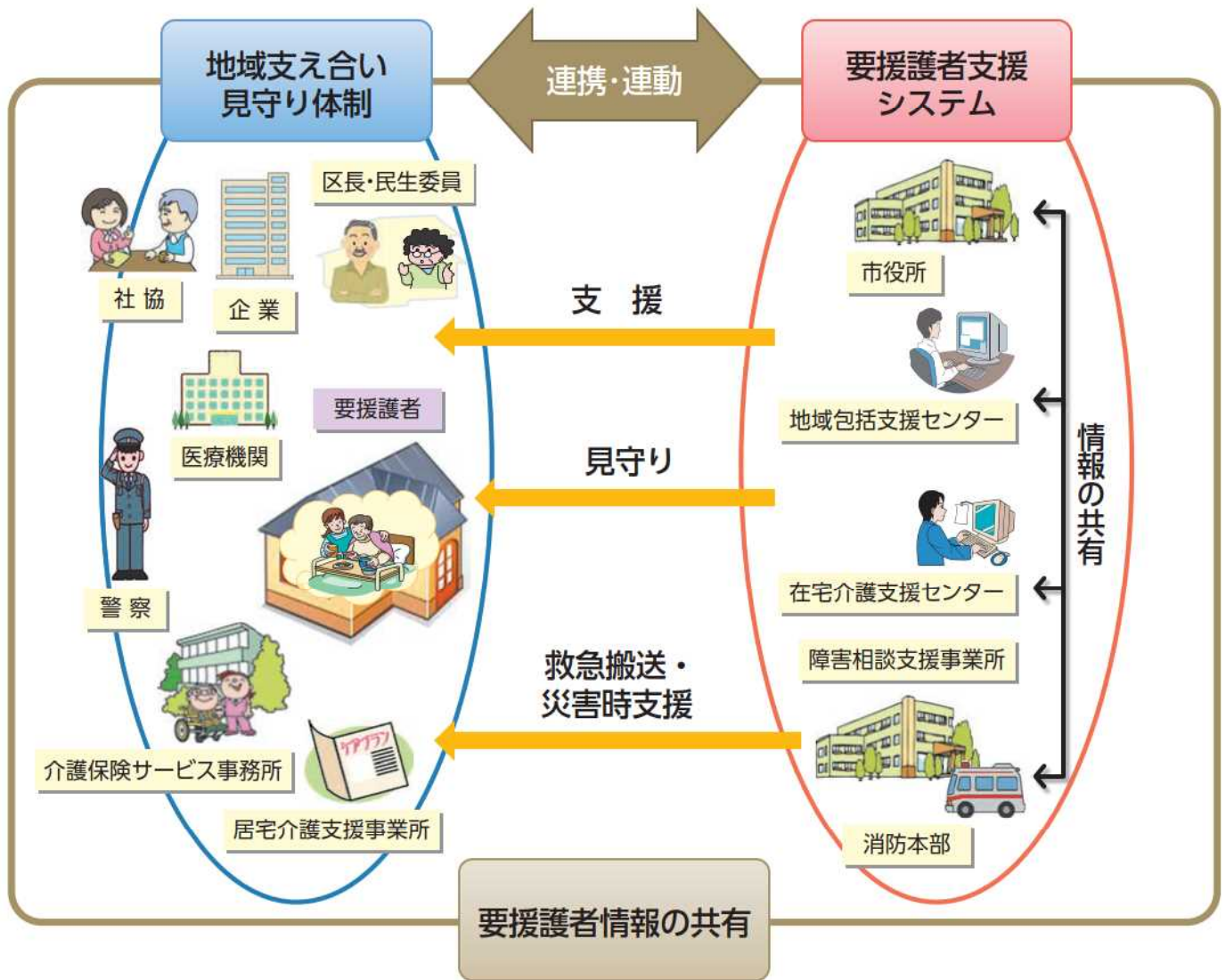
国民健康保険税と同様に、世帯ごとに算定され、40歳以上65歳未満の方の所得等や人数によって決まり、医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として、世帯主が納めます。



名護市要援護者支援システムの概要

目的

一人暮らしの高齢者や障がい者など、要援護者の情報を収集し、災害時に適切な避難支援が行えるよう、関係部局などと連携し要援護者が安心して地域で暮らしていけるよう地域支え合い・見守り体制作りを支援していく。また、災害時だけでなく、日常的な見守り活動にも活用し、区長や民生委員、各区の支援者などとの連携で、定期的な見守り活動を支援する。



健診・高齢者・障がい者



障害手帳

☎ 社会福祉課 障がい給付係
☎0980-53-1212(内線209/124)

身体障害者手帳の交付

- (1) 身体障害者手帳とは
身体に障害のある方が「身体障害者(児)福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもので、身障手帳を持つことによって福祉の諸サービスが受けられるようになります。手帳は重度の方から順に1級～6級に区分されています。
- (2) 申請に必要な書類
申請書・指定医師の意見書及び診断書(身体障害者手帳用)・写真(4cm×3cm)

療育手帳の交付

- (1) 知的障害者(児)に対し、一貫した指導・相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくするために療育手帳を交付いたします。療育手帳には、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。療育手帳の交付により、知的障害の程度に応じた各種福祉サービスを受けることができます。
- (2) 申請に必要な書類
申請書及び生育歴、写真(4cm×3cm)

精神障害者保健福祉手帳の交付

- (1) 精神障害者保健福祉手帳とは
一定の精神障害の状態にあることを証するもので、精神障害者の生活を支え社会参加を手助けする制度です。この手帳をもって、さまざまな支援を受けることができます。
- (2) 対象者
精神疾患を有し、精神障害のため長期にわたり日常生活、又は社会生活に制約のある方。
ア 障害等級…手帳の障害等級は1級～3級まであります。(下記表を参照)精神疾患と日常生活や社会生活での障害の状態の両面から総合的に判定されます。

障害等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

- (3) 手続き方法
希望者は年齢、入院・外来の区別なく初診日から6ヶ月以上経過すると申請できます。以下のア・イのどちらかの書類が必要となります。
ア 申請書、診断書(精神保健福祉手帳用)、写真(4cm×3cm)
イ 申請書・障害年金証書の写し・又は特別障害者給付金資格証の写し、直近の振込み通知書の写し、同意書、写真(4cm×3cm)
ウ 旧手帳の写し(継続申請のみ)

- (4) 有効期限
2年間です。手帳の有効期限の3ヶ月前から更新の申請が出来ます。

医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当

☎ 社会福祉課 障がい給付係
☎0980-53-1212(内線209/124)

重度心身障害者(児)医療費助成

- (1) 対象者
医療保険に加入している方で次のいずれかに該当する方
ア. 身体障害者手帳1級・2級の方
イ. 療育手帳A1・A2の方
- (2) 内容
保険対象医療の自己負担額から、高額療養費及び附加給付を除いた額を助成します。
- (3) 助成制限
次のいずれかの方は助成を受けられません。
ア 生活保護を受けている方
イ 医療保険自己負担がない施設に入所している方
ウ 所得が一定額を超える方

特別障害者手当等

- (1) 対象者
日常生活において常に介護を必要とする在宅の重度障害者の方で、20歳以上の方には特別障害者手当、20歳未満の方には障害児福祉手当を支給します。
- (2) 支給制限
次のいずれかに該当する方は受給できません。
ア 特別障害者手当(20歳以上の方)
ア) 施設に入所している方
イ) 病院、診療所に継続して3ヶ月以上入院している方
ウ) 本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方
イ 障害児福祉手当(20歳未満の方)
ア) 施設に入所している方
イ) 当該障害を支給理由とする年金を受給されている方
ウ) 本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方
- (3) 支給月額(令和2年4月現在)
● 特別障害者手当…27,350円
● 障害児福祉手当…14,880円

特別児童扶養手当

- (1) 対象者
身体や精神等に一定条件に該当する障害のある児童の父又は母、もしくは両親に代わってその児童を養育している方が支給対象となります。
- (2) 支給制限
次のいずれかに該当する場合は受給できません。
ア 対象児童が
ア) 日本国内に住所がないとき
イ) 障害年金などの障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
ウ) 児童福祉施設等に入所しているとき
イ 父、母又は養育者が
ア) 日本国内に住所がないとき
イ) 前年の所得が国の定める限度額を超える場合
- (3) 支給月額(令和2年4月現在)
● 1級手当の児童1人につき52,500円
● 2級手当の児童1人につき34,970円



障害に係る自立支援医療

☎ 社会福祉課 障がい給付係
☎0980-53-1212 (内線209/124)

障害に係る自立支援医療

(1) 精神通院

障害者等の障害の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を公費で負担する制度です。自己負担は原則1割ですが、沖縄県においては、「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用されるため、本人負担割合はありません。

対象者: 精神科で治療の対象となる、脳器質性精神障害、中毒性精神障害、統合失調症、知的障害、てんかん、その他精神障害で通院治療を要する方が対象となります。

(2) 更生医療

身体障害者の職業能力や日常生活の便宜を増やすために、障害を軽くしたり、取り除いたりする医療費の自己負担額を抑える制度です。自己負担は、医療費の原則1割ですが、1ヶ月の負担が増えずに済むよう、世帯の所得税額により上限が設定されています。

対象者: 18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

(3) 育成医療

身体上の障害に対し日常生活能力の回復又は障害の軽減、改善するために医療が必要な時は、児童(18歳未満)については育成医療が受けられます。

補装具(購入・修理)費の支給

☎ 社会福祉課 障がい給付係
☎0980-53-1212 (内線209/124)

補装具(購入・修理)費の支給

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方

※介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき第1号被保険者又は第2号被保険者で特定疾病に該当し、介護が必要な状況の者であって、介護給付により給付を受けるものは当給付を受けることはできません。

(2) 内容

障害を補うために必要とされる用具(補装具)の購入及び修理にかかる費用を、一定の額を上限に助成します。

心身障害者扶養共済制度

☎ 社会福祉課 障がい給付係
☎0980-53-1212 (内線209/124)

制度の概要

心身に障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一の事態(死亡・重度障害)が生じたとき、障害のある方に一定額の年金を支給します。

また、保護者の生存中に障害のある方が亡くなられた場合には弔慰金を支給します。

(1) 加入対象者

障害のある方を扶養している保護者(配偶者、父母、兄弟姉妹、その他の親族など)で、次の全ての要件を満たしている方。

- ア 沖縄県内に住所があること
- イ 年齢が65歳未満であること(その年度の4月1日現在)
- ウ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

(2) 給付額

- ア 年金(加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害者の生存中支給)
1口…月額2万円
- イ 弔慰金(1年以上加入した後に、加入者より先に障害者が死亡した時に支給)
加入期間に応じて5万円~25万円
- ウ 脱退一時金(5年以上の加入期間の方が脱退したとき支給)
加入期間に応じて7.5万円~25万円

(3) 申請に必要なもの

- ア 加入等申込書
- イ 住民票(保護者及び障害のある方それぞれに必要です)
- ウ 申込者(被保険者)告知書
- エ 障害の種類及び程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳等)



健診・高齢者・障がい者

〈 広告 〉

 **東江メガネ**
AGARIE
補聴器センター

東江メガネでは補聴器も
取り扱っております。
また、メガネ・補聴器・拡大読書器の
福祉申請のご相談も承っております。

☎0980-53-3200
東江メガネ 名護店
〒905-0005 沖縄県名護市為又 878-2
(サンエー為又シティ手前)

NPO 法人
名護市障がい者関係団体協議会

理事長 比嘉 豪

共に生き、共に暮らす
まちづくりをめざします

〈委託事業〉

- * 地域生活支援センター「ウェーブ」
- * 北部障害者生活支援センター「ハーモニー」
- * 福祉サービス事業所「のびる」
- * おひさま工房(東村)
- * 伊平屋村地域活動支援センター「アラス」
- * 名護市役所庁舎売店「いそはん」運営事業
- * 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業 他6事業

〒905-0005
名護市字為又 1220-112 名護市障がい者センター内
TEL/FAX 0980(53)1295

障害者総合支援法

☎ 社会福祉課 障がい支援係
☎0980-53-1212(内線101/111)

障害者総合支援法

障害のある方が地域生活をおくれるように、社会参加の機会の確保と地域社会における共生を実現するため、「自立支援給付」を中心とした総合的なサービスを提供します。

また、障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスの対象に「難病患者」が追加されました。提供される障害福祉サービスについてご不明な点につきましては、社会福祉課障がい支援係へお問い合わせください。

地域生活支援事業

☎ 社会福祉課 障がい支援係
☎0980-53-1212(内線101/111)

地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害のある方、その保護者、介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワーク構築を行います。

<市委託相談支援事業所>

NPO法人名護市障害者関係団体協議会 北部障害者生活支援センター ハーモニー	名護市 字為又 1220-112	☎0980-53-1116
NPO法人名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センター ウェーブ	名護市 字為又 1220-112	☎0980-53-1173
社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる	名護市茂佐 の森1-16-6	☎0980-43-8295
社会福祉法人 名護市社会福祉協議会 相談支援事業所 クプル	名護市港 2-1-1	☎0980-53-4142

<広告>

社会福祉法人 いしなく福祉会

いしなく (多機能型事業)

- ☎ 生活介護 ☎ 就労継続支援B型
- ☎ **そよ風の家** (指定共同生活援助事業)
- ☎ グループホーム
- ☎ **そよ風の家** (短期入所事業)
- ☎ **ピーターパン** (地域生活支援事業)
- ☎ 日中一時支援事業
- ☎ **まちかど救急ステーション**

いしなく福祉会

〒905-0006 沖縄県名護市字茂佐 804 番地 2
TEL:0980-52-1479 FAX:0980-53-5964

(2) 意思疎通支援事業…聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣、視覚障害の方へは点字・声の広報を発行しています。

(3) 日常生活用具の給付等事業…重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

対象者: 身体障害者手帳の交付を受けている者又は指定された難病疾患のある者で、各用具の対象要件を満たす者

費用: 原則として1割を負担することになります。

(4) 移動支援事業…自立支援給付の対象とならない外出時の移動について支援を行います。屋外での移動が困難な障害のある方について、外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

ア ガイドヘルパー

対象者: 肢体不自由者、知的障害者、精神障害者及び指定された難病疾患のある者であって移動支援の必要な方。

利用者負担: 利用料の原則1割

イ 重度障害者移動支援事業

対象者: 身体障害者手帳所持者であって下肢障害又は全身性障害者で、車いすを使用しており一般交通機関の利用が困難な方。

利用内容: 運行範囲は名護市内。1日2回の利用。

利用者負担: 無料

(5) 地域活動支援センター事業

障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等を図ります。

ア 地域活動支援センターⅠ型委託事業所

NPO法人名護市障害者関係団体協議会地域生活支援センターウェブ
名護市字為又1220-112 ☎0980-53-1173

イ 地域活動支援センターⅡ型委託事業所

生活介護支援事業所とらいあんぐる
名護市字川上257-1 ☎0980-58-1258

ウ 地域活動支援センターⅢ型委託事業所

NPO法人 むぶいていーだ
協働作業所 むぶいていーだ
名護市字為又96-1 ☎0980-54-4938

(6) その他の事業

ア 日中一時支援事業

イ リサイクル事業

ウ スポーツ大会

エ 手話奉仕員養成研修事業

障害福祉サービス

☎ 社会福祉課 障がい支援係
☎0980-53-1212(内線101/111)

障害福祉サービスと助成事業

(1) 視覚障害者に対する移動支援

視覚障害者(児)の地域における自立した生活支援を充実させるため、「同行援護」を行っています。

(2) グループホームの家賃助成

障害者の地域移行を促進するため、グループホームの家賃の一定額を助成しています。

